平成２１年（フ）第９５００号
大阪市東成区中本５丁目27番15号
債務者　株式会社大阪明和
代表者代表取締役　髙山　隆次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　伸賢
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３号
岡山市中区倉田233番地９
債務者　有限会社野崎設備
代表者代表取締役　野﨑　節子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後４時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４８号
広島県福山市東町２丁目４番８号
債務者　丸八工業株式会社
代表者代表取締役　吉岡　誠司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午前11時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３０３号
埼玉県深谷市上野台2915番地１　円岡借家５号室
債務者　新井　保弘
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７０２号
大阪府高石市加茂４丁目８番12号、住民票上の住所堺市西区上２番地26
債務者　三宅　智章
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８０２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番330―102号
債務者　魚勝こと　北野　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３６号
大阪府松原市東新町５丁目11番23―402号
債務者　福岡　裕次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３７号
大阪府松原市河合４丁目333番地の２　101号、前住所大阪府松原市東新町５丁目11番23―402号
債務者　福岡　育美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１７３号
札幌市北区新琴似11条１丁目２番22―302号
債務者　倉島　宏宗
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０６号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番34号
債務者　太田　真一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０７号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番16―101号
チェスターハウス川口
債務者　内藤　　環
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８９号
さいたま市桜区栄和３丁目10番14号
債務者　高田　　篤
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２７号
さいたま市北区土呂町２丁目32番地５
債務者　三次　克幸
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２８号
さいたま市北区土呂町２丁目32番地５
債務者　三次　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４４号
東京都練馬区大泉町２丁目34番19号
債務者　小島　勝正
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４５号
横浜市磯子区磯子７丁目17番２号
債務者　吉田　　芳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部